

令和6年度第3回愛知県都市計画審議会

令和7年2月6日（木）午後1時00分

愛知県庁本庁舎 2階 講堂

【事務局：都市計画課】

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第3回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

開会に当たりまして、傍聴される方へのお願いです。

携帯電話は電源を切っていただくかマナーモードにいただき、静粛に傍聴していただくようお願いいたします。

録画・録音等は禁止となっております。

その他、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はお控えいただき、円滑な議事進行に御協力くださるよう、重ねてお願い申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、当審議会の会長を務めていただいております秀島会長から御挨拶をお願いいたします。

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

本日は、令和6年度第3回愛知県都市計画審議会に、皆様、御多忙の中御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の都市計画審議会におきましては、名古屋都市計画区域区分の変更についてははじめ10議案の上程を予定しております。

委員の皆様方には、それぞれの専門的見地から活発に御意見をいただきまして、円滑な議事進行に御協力をお願いいたしまして、挨拶と代えさせていただきます。

よろしく申し上げます。

【事務局：都市計画課】

ありがとうございました。

ここで、本日の会議で使用する資料について御説明いたします。

資料は、ペーパーレス化により、全てタブレット端末にございます。別途、紙資料も用意しておりますので、必要な場合は職員にお声がけください。

次に、委員に異動がございましたので、御紹介申し上げます。

タブレットの画面が黒くなっている方は、右上のボタンもしくは下のボタンを1回押し

て起動させてください。さらにもう一度ボタンを押していただき、資料の一覧を表示させてください。

画面左上の「0 次第等」と書かれた資料をタップしてください。画面を右から左に送り2ページ目を開くと、愛知県都市計画審議会委員名簿が表示されますので、御覧ください。

新たな委員を御紹介申し上げます。

社会福祉分野の学識経験委員として、愛知県立大学教授宇都宮みのり委員でございます。

【委員：愛知県立大学教授 宇都宮みのり】

よろしく願いいたします。

【事務局：都市計画課】

関係行政機関の委員として、愛知県警察本部長佐藤隆司委員でございますが、本日は所用により御欠席で、代理として橋本博史交通規制課次長に御出席いただいております。

また、本日の上程議案に、区域区分として市街化区域及び市街化調整区域に関連する案件がございますので、当該案件につきまして臨時委員の方に御出席いただいております。

本日御出席の臨時委員を御紹介申し上げます。

愛知県農業会議副会長の伊藤友之委員でございます。

愛知県土地改良事業団体連合会専務理事の中根俊樹委員でございます。

本日の会議はオンラインを併用して開催しており、中野委員がオンラインで御出席されております。

また、李委員より、急遽御欠席との御連絡をいただいております。

なお、本日は2分の1以上の委員に御出席いただいておりますので、審議会は成立しております。

それでは、議事に進みます。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会長が務めることとなっております。秀島会長、よろしく願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明のとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議を進めてまいります。

愛知県都市計画審議会運営規程第9条第1項の規定に基づき、議事録署名者として、川野紀江委員、伊藤辰夫委員を指名いたします。

それでは、これより審議に入ります。

本日御審議いただきますのは、第1号議案「名古屋都市計画区域区分の変更について」から第10号議案「豊田市における特殊建築物の敷地の位置について」までの10議案でございます。

それでは、第1号議案「名古屋都市計画区域区分の変更について」を上程いたします。
当局の説明を求めます。

【説明者：都市計画課】

都市計画課の林と申します。どうぞよろしくお願いたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、第1号議案「名古屋都市計画区域区分の変更について」御説明いたします。
お手元のタブレットを御覧ください。

次第等のファイルを閉じまして、第1号議案をお開きください。

資料を一度タップしますと、左上に矢印のようなボタンがございますので、これをタップしていただくと当初のリストに戻ります。

それでは、第1号議案をお開きください。

画面を順次スワイプして横に動かしていただきますと、議案書は1枚目から5枚目に、議案概要説明書は6枚目に、図面は7枚目から8枚目でございます。

なお、紙資料をお持ちの方につきましては、議案書は1ページから5ページ、議案概要説明書は1ページ、図面は第1号議案の図面番号1と2が該当箇所となりますので、適宜該当箇所を御覧ください。

それでは、今回、区域区分の変更について御審議いただきます八床地区について御説明いたします。

モニターには総括図を映しております。

この総括図は、画面左下の愛知県全図のうち、名古屋都市計画区域に含まれる瀬戸市の赤色四角で着色した部分を拡大したものでございます。

今回、市街化調整区域から市街化区域へと区域区分の変更を行う場所は、画面中央左の赤斜線で示しております八床地区、面積約29.2haでございます。

本地区は、画面右側の東海環状自動車道せと品野インターチェンジから西方向へ約2.5kmに位置しています。また、地区南側には県道中水野品野線、西側には市道深川穴田線、北側には市道品野曾野線が隣接しており、交通の利便性の高い地区でございます。

次に、区域区分の変更を行う区域や理由等を説明いたします。

モニターには計画図を映しております。

赤色の斜線は八床地区の区域を示しております。

本地区は、工業系用途地域に定められた工業用地に近接しており、瀬戸市都市計画マスタープランにおいて良好なアクセスや既存工業団地を最大限生かした新たな産業基盤の創出を図る地域として位置づけられております。本区域は、民間事業者による計画的な市街地整備が確実な区域を市街化調整区域から市街化区域へと区域区分の変更を行うものでございます。

なお、用途地域につきましては、工業専用地域、容積率 200%、建蔽率 60%を、今回の区域区分の変更と合わせて瀬戸市が定めることとしております。

以上、この案件につきまして、都市計画法第 17 条に基づき、令和 6 年 11 月 8 日から 11 月 22 日までの間公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、本地区について、都市計画法第 18 条第 1 項に基づき瀬戸市に意見照会を行い、都市計画法第 87 条に基づき名古屋市と協議しましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

ございませんでしょうか。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第 1 号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第 1 号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第 2 号議案「尾張都市計画区域区分の変更について」を上程いたします。

当局の説明を求めます。

【説明者：都市計画課】

それでは、第 2 号議案「尾張都市計画区域区分の変更について」御説明いたします。

お手元のタブレットを御覧ください。

第1号議案のファイルを閉じて、第2号議案をタップしてお開きください。

画面を順次スワイプして横に動かしていただきますと、議案書は1枚目から5枚目に、議案概要説明書は6枚目に、図面は7枚目から8枚目にございます。

なお、紙資料をお持ちの方につきましては、議案書は7ページから11ページ、議案概要説明書は2ページ、図面は第2号議案の図面番号1と2が該当箇所となりますので、適宜該当箇所を御覧ください。

それでは、今回、区域区分の変更について御審議いただく本庄・池之内地区について御説明いたします。

モニターには総括図を映しております。

この総括図は、画面右上の愛知県全図のうち、尾張都市計画区域に含まれる小牧市の赤色四角で着色した部分を拡大したものでございます。

今回、市街化調整区域から市街化区域へ区域区分の変更を行う場所は、画面中央右の赤色斜線で示しております本庄・池之内地区、面積約25.5haでございます。

本地区は、画面左側の東名・名神高速道路小牧インターチェンジから東方向へ約5km、地区南側の北尾張中央道（国道155号）から北方向へ約1kmの位置にあり、交通の利便性の高い地区であります。また、既存工業地域と隣接しており、工業系市街地の形成が見込まれる地区でございます。

次に、区域区分の変更を行う区域や理由等を御説明いたします。

モニターには計画図を映しております。赤色の斜線は、本庄・池之内地区の区域を示しております。

本地区は、工業系用途地域に定められた工業用地に隣接しており、小牧市都市計画マスタープランにおいて産業候補地区と位置づけられております。今回、小牧市が同時に決定する地区計画に基づき、民間事業者による計画的な市街地整備が確実な区域を、市街化調整区域から市街化区域へと区域区分の変更を行うものでございます。

なお、用途地域につきましては、工業地域、容積率200%、建蔽率60%を、今回の区域区分の変更に合わせて小牧市が定めることとしております。

以上、この案件につきまして、都市計画法第17条に基づき、令和6年11月8日から11月22日までの間公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、本地区について、都市計画法第18条第1項に基づき小牧市に意見照会を行いましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第2号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第2号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第3号議案「西三河都市計画区域区分の変更について」及び第4号議案「西三河都市計画臨港地区の変更について」は関連しますので、2議案を一括上程いたします。

当局の説明を求めます。

【説明者：都市計画課】

それでは、第3号議案「西三河都市計画区域区分の変更について」及び第4号議案「西三河都市計画臨港地区の変更について」御説明いたします。なお、関連する案件でありますので、一括で御説明いたします。

お手元のタブレットを御覧ください。

第2号議案のファイルを閉じて、第3、4号議案をタップしてお開きください。

画面を順次スワイプして動かしていただきますと、議案書は1枚目から9枚目に、議案概要説明書は10枚目から12枚目に、図面は13枚目から19枚目でございます。

なお、紙資料をお持ちの方につきましては、議案書は13ページから22ページ、議案概要説明書は3ページから5ページ、図面は第3号議案及び第4号議案の図面番号1から7が該当箇所となりますので、適宜該当箇所を御覧ください。

それでは、今回、区域区分の変更について御審議いただく丸山町地区について御説明いたします。

モニターには総括図を映しております。

この総括図は、画面右下の愛知県全図のうち、西三河都市計画区域に含まれる碧南市の赤色四角で着色した部分を拡大したものでございます。

今回、市街化調整区域から市街化区域へと区域区分の変更を行う場所は、画面中央の赤色

斜線で示しております丸山町地区、面積約 0.6ha でございます。

本地区は、高浜市と隣接する碧南市北部の地区で、高浜市域の市街化区域と高浜川を挟んだ南の碧南市域の市街化区域の間に位置しています。また、地区中央に都市計画道路碧南高浜線が通り、画面中央下の名鉄北新川駅から 800m 圏内に位置し、交通利便性の高い地区でございます。

次に、区域区分の変更を行う区域や理由等を御説明いたします。

モニターには計画図を映しております。赤色の斜線は、丸山町地区の区域を示しております。

碧南市都市計画マスタープランでは、鉄道駅や地域コミュニティを中心としたまちなか居住を誘導する土地利用の方針に従い、新たな住宅地を整備する地域に位置づけられております。今回、碧南市が同時に決定する地区計画に基づき、計画的な市街地整備が確実な区域を市街化調整区域から市街化区域へと区域区分の変更を行うものでございます。

なお、用途地域につきましては、第一種住居地域、容積率 200%、建蔽率 60%を、今回の区域区分の変更に合わせて碧南市が定めることとしております。

続いて、今回、区域区分の変更及び臨港地区の変更について御審議いただきます 2 号地区について御説明いたします。

モニターには総括図を映しております。

この総括図は、画面右下の愛知県全図のうち、西三河都市計画区域に含まれる碧南市の赤色四角で着色した部分を拡大したものでございます。

今回、市街化調整区域から市街化区域へと区域区分の変更を行う場所は、画面下部の赤色斜線で示しております 2 号地地区、面積約 25.6ha でございます。

本地区は、画面左側の碧南市南部の臨海部で衣浦港港湾区域に位置しており、市街化区域の工業専用地域に隣接しています。また、近接する市道港南 1 号線から都市計画道路衣浦豊田線に接続しており、交通利便性の高い地区でございます。

次に、区域区分及び臨港地区の変更を行う区域や理由等を説明いたします。

モニターには計画図 1 を映しております。赤色の斜線は、2 号地地区の区域を示しております。

本地区は、碧南市都市計画マスタープランにおいて、新たな産業地を整備する地区に位置づけられている地区です。今回、令和 5 年 11 月に公有水面埋立事業による埋立てが竣功した地区を、市街化調整区域から市街化区域へと区域区分の変更を行うものでございます。

なお、用途地域につきましては、工業専用地域、容積率 200%、建蔽率 60%を、今回の区域区分の変更に合わせて碧南市が定めることとしております。

次に、第 4 号議案の臨港地区の変更について御説明いたします。

モニターには計画図 2 を映しております。

臨港地区を変更しようとする 2 号地地区の区域を赤色の斜線で示しております。先ほど説明しました区域区分の変更を行う区域と同じ区域となっております。

本地区は、工業用地として、港湾管理者が港湾の適正かつ円滑な管理運営を図ることを目的に、臨港地区を定めるものでございます。

続いて、今回、区域区分の変更について御審議いただきます幸田荻谷地区について御説明いたします。

モニターには総括図を映しております。

この総括図は、画面右下部の愛知県全図のうち、西三河都市計画区域に含まれる幸田町の赤色四角で着色した部分を拡大したものでございます。

今回、市街化調整区域から市街化区域へと区域区分の変更を行う場所は、画面中央の赤色斜線で示しております、幸田荻谷地区、面積約 16.3ha でございます。

本地区は、画面の左側の JR 東海道本線幸田駅から東方向へ約 1 km に位置するとともに、画面右側の都市計画道路蒲郡岐阜線（国道 248 号）に近接するなど、交通利便性の高い地区でございます。

次に、区域区分の変更を行う区域や理由等を御説明いたします。

モニターには計画図を示しております。

赤色の斜線は、幸田荻谷地区の区域を示しております。

本地区は、幸田町都市計画マスタープランにおいて、計画的な市街地整備を進め、市街地が連なる一体的な市街地の形成を図る地区として位置づけられております。今回、幸田町が同時に決定する土地区画整理事業により、計画的な市街地整備が確実な区域を市街化調整区域から市街化区域へと区域区分の変更を行うものでございます。

なお、用途地域につきましては、第一種低層住居専用地域、容積率 50%、建蔽率 30%。準住居地域、容積率 200%、建蔽率 60%。準工業地域、容積率 200%、建蔽率 60%を、今回の区域区分の変更に合わせて幸田町が定めることとしております。

以上、これらの案件につきまして、都市計画法第 17 条に基づき、令和 6 年 11 月 8 日から 11 月 22 日までの間公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、本地区について、都市計画法第 18 条第 1 項に基づき、碧南市、幸田町に意見照会を行いましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第 3 号議案及び第 4 号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第 3 号議案及び第 4 号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第 5 号議案「東三河都市計画区域区分の変更について」及び第 6 号議案「東三河都市計画臨港地区の変更について」も、関連しますので、2 議案を一括上程いたします。

当局の説明を求めます。

【説明者：都市計画課】

それでは、第 5 号議案「東三河都市計画区域区分の変更について」及び第 6 号議案「東三河都市計画臨港地区の変更について」御説明いたします。なお、関連する案件でありますので、一括で御説明いたします。

お手元のタブレットを御覧ください。

第 3、4 号議案のファイルを閉じまして、第 5、6 号議案をお開きください。

画面を順次スワイプして動かしていただきますと、議案書は 1 枚目から 8 枚目に、議案概要説明書は 9 枚目、10 枚目に、図面は 11 枚目から 13 枚目でございます。

なお、紙資料をお持ちの方につきましては、議案書は 23 ページから 30 ページ、議案概要説明書は 6 ページ、7 ページ、図面は第 5 号議案及び第 6 号議案の図面番号 1 から 3 が該当箇所となりますので、適宜該当箇所を御覧ください。

それでは、今回、区域区分の変更及び臨港地区の変更について御審議いただきます田原 4 区地区について御説明いたします。

モニターには総括図を映しております。

この総括図は、画面左上の愛知県全図のうち、東三河都市計画区域に含まれる田原市の赤色四角で着色した部分を拡大したものでございます。

今回、市街化調整区域から市街化区域へと区域区分の変更を行う場所は、画面中央左の赤色斜線で示しております田原4区地区、面積約19.0haでございます。

本地区は、画面左側の田原市北東部の臨海部で、重要港湾三河港の港湾区域に位置しており、市街化区域の工業専用地域に隣接しています。また、画面中央の臨港道路田原線から北西方向へ約1kmに位置しており、交通利便性の高い地区でございます。

次に、区域区分及び臨港地区の変更を行う区域や理由等を御説明いたします。

モニターには計画図1を示しております。赤色の斜線は、田原4区地区の区域を示しております。

本地区は、田原市都市計画マスタープランにおいて、将来の都市構造における産業集積拠点に位置づけられている地区です。今回、令和3年12月に公有水面埋立事業による埋立が竣工した本地区を、市街化調整区域から市街化区域へと区域区分の変更を行うものでございます。

なお、用途地域につきましては、工業地域、容積率200%、建蔽率60%及び工業専用地域、容積率200%、建蔽率60%を、今回の区域区分の変更に合わせて田原市が定めることとしてまいります。

次に、第6号議案の臨港地区の変更について御説明いたします。

モニターには計画図2を映しております。

臨港地区を変更しようとする田原4区地区の区域を赤色斜線で示しております。先ほど説明しました区域区分の変更を行う区域と同じ区域となっております。

本地区は、工業用地及び緑地として、港湾管理者が港湾の適正かつ円滑な管理運営を図ることを目的に、臨港地区に定めるものでございます。

以上、これらの案件につきまして、都市計画法第17条に基づき、令和6年11月8日から11月22日までの間公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、本地区について、都市計画法第18条第1項に基づき、田原市に意見照会を行いましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。
特にないようですので、採決いたします。

第5号議案及び第6号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第5号議案及び第6号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

ここで、区域区分に関する議案の審議が終了いたしましたので、臨時委員の伊藤友之委員、中根俊樹委員には御退席いただきます。

どうもありがとうございました。

[臨時委員退席]

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

続きまして、第7号議案「知多都市計画道路の変更について」を上程いたします。

当局の説明を求めます。

【説明者：都市計画課】

都市計画課の岩越と申します。よろしく申し上げます。

着座にて説明させていただきます。

それでは、第7号議案「知多都市計画道路の変更について」を御説明いたします。

お手元のタブレットで、第5、6号議案のファイルを閉じていただき、第7号議案をタップしてお開きください。

議案書は1枚目から4枚目、議案概要説明書は5枚目、図面は6枚目、7枚目でございます。

紙資料をお持ちの方につきましては、議案書は31ページから34ページ、議案概要説明書は8ページ、図面は第7号議案の図面番号1と2が該当いたします。

それでは、モニターの半田市総括図を御覧ください。

この総括図は、図面上側を北の方角としており、図中右上にございます愛知県を示した広域図における赤色の四角で囲まれた半田市を拡大したものでございます。

以降の計画図も、図面上側を北の方角としております。

図面右、オレンジ色の丸印は半田市役所でございます。また、図面中央に黒の点線で南北

方向に示しておりますのが名鉄河和線、また、図面同じく中央に知多半田駅、その右側、黒の点線で示しておりますのが JR 武豊線で、画面中心に半田駅があります。半田駅周辺では、JR 武豊線半田駅付近連続立体交差事業が事業中でございます。

図面中央、赤色の実線及び点線で示しておりますのが、今回都市計画変更を予定しております名古屋半田線及び半田駅前線でございます。このうち、赤色の実線で示しておりますのが、今回、都市計画変更を行う区間でございます。

次に、図面番号 2、計画図を御覧ください。

画面中央の赤色実線が今回都市計画を変更しようとする区域、黒色の実線が既存の都市計画の区域、黄色の実線が変更前の区域を示しております。また、緑色の実線は半田市決定の都市計画を変更する区域でございます。

知多都市計画道路名古屋半田線は、東海市と半田市を結ぶ路線として昭和 17 年に、また、半田駅前線は、衣浦西部線と JR 半田駅を結ぶ路線として昭和 24 年に都市計画決定されました。その後、交差点形状の変更などを経て現在に至っております。

名古屋半田線は現在、黄色と黒色の実線で示すとおり屈曲した線形になっております。そのため、安全性を高めるために、今回、約 320m の区間の道路線形を変更し、赤色の実線で示す曲線とすることで、自動車交通をスムーズにしようとするものでございます。あわせて、交差点部において右折帯を追加するため、幅員を 15m から 18m へ変更いたします。また、半田駅前線は、名古屋半田線の変更に伴い、丸矢印のとおり起点位置を 5 m 東側へ変更及び一部区間の区域を変更するものでございます。

以上が、知多都市計画道路の変更に関する内容でございます。

この案件につきまして、都市計画法第 17 条に基づき、令和 6 年 11 月 8 日から 11 月 22 日までの間公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第 18 条第 1 項に基づき、半田市に意見照会しましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

以上が第 7 号議案に関する説明でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第 7 号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第7号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第8号議案「西三河都市計画道路の変更について」を上程いたします。

当局の説明を求めます。

【説明者：都市計画課】

それでは、第8号議案につきまして引き続き説明させていただきます。

お手元のタブレット、第7号議案のファイルを閉じていただきまして、第8号議案をお開きください。

議案書は1枚目から4枚目に、議案概要説明書は5枚目に、図面は6枚目から10枚目にございます。

また、紙資料をお持ちの方につきましては、議案書は35ページから38ページ、議案概要説明書は9ページ、図面は第8号議案の図面番号1から5が該当箇所になります。

なお、第8号議案につきましては、西三河都市計画区域の碧南市と刈谷市における都市計画道路の変更の2件となっております。

それでは、碧南市に関する案件より説明させていただきます。

モニター、総括図（碧南市）を御覧ください。

この総括図は、図面上側を北の方角としており、図面右下にございます愛知県を示した広域図のうち、西三河都市計画区域に含まれる碧南市中心部の赤色四角で着色した部分を拡大したものでございます。

以降、全ての図面も上側を北の方角としております。

オレンジ色の丸印で示しておりますのが碧南市役所、黄色の線で点滅表示しております神有線が、碧南市の決定で廃止を行う路線でございます。赤色の点滅表示しておりますのが、今回御審議いただく西尾新川港線及び米津碧南線でございます。市決定の路線廃止に伴い、県決定で交差箇所数の変更を行うものでございます。

次に、計画図を御覧ください。画面上、黄色の線で点滅表示しておりますのが、今回、碧南市の決定で全線廃止をいたします市道の神有線でございます。

この路線は、幹線道路として昭和40年に都市計画決定されましたが、長期未着手路線となっており、社会情勢等の変化を踏まえ、都市計画道路の見直し路線として、碧南市におい

て検証が進められました。その結果、全線廃止の方針となり、12月に開催された碧南市都市計画審議会においてその旨了承されたところでございます。

この市決定の路線廃止に伴い、西尾新川港線及び米津碧南線の赤丸で囲っております交差点箇所数が1か所減となりますので、計画書の記載事項である幹線道路との平面交差箇所数を減らす変更を行います。

なお、線形、幅員等の変更はございません。

続きまして、2件目の、刈谷市における都市計画道路の変更について説明させていただきます。

この総括図は、図面左中央にございます愛知県を示した広域図のうち、西三河都市計画区域に含まれる刈谷市中央部の赤色四角で着色した部分を拡大したもので、今回計画を変更する名鉄三河線刈谷市駅周辺を示すものでございます。

オレンジ色の丸印で示しておりますのが刈谷市役所、図面中央の黒の点線で南北方向に示しておりますのが名鉄三河線、画面中央に名鉄刈谷市駅を示しております。名鉄刈谷市駅西側の緑色の点線及び四角の着色にて点滅表示しておりますのが、今回、刈谷市決定で変更を行う中町線及び駅前広場でございます。図面中央名鉄三河線と交差し、赤色の実線及び点線にて点滅表示しておりますのが、今回御審議いただく、県決定で変更を行う半城土広小路線でございます。

モニター、参考図を御覧ください。

都市計画変更の説明に先立ちまして、主な変更内容について、道路動線交通図を用いて説明させていただきます。

画面左側の現況図を御覧ください。

現在、中町線、下屋敷線、半城土広小路線の各道路を通過する交通は、一旦駅前広場を通過する構造となっており、駅前広場内を通過する車両と駅前広場を利用するバス、タクシー、一般送迎車、歩行者が混在する状況となっております。また、広小路A地区におきましては、にぎわいと交流が生まれるまちづくりに向け、民間の再開発事業が計画されております。

このような状況を踏まえ、画面右側の変更後の図のように、駅前広場の利用者と通過交通との混在を解消するため、道路と駅前広場を分離した構造とすることで自動車交通の主従動線を明確にし、駅前利用者が安全で使いやすくなるよう、計画を変更するものでございます。

次に、計画図を御覧ください。

都市計画変更の内容に関しまして御説明させていただきます。

刈谷市決定の中町線につきまして、黄色の丸矢印から緑色の丸矢印へ終点位置を変更し、黄色で点滅している区域から緑色で点滅している区域に変更いたします。そして、駅前広場を黄色の点滅箇所から緑色の点滅箇所へと、位置と区域を変更します。

ここまでが刈谷市決定でございまして、この変更に合わせて、下屋敷線から半城土広小路線に至る経路を県道として主な交通動線とするため、愛知県決定として、半城土広小路線の起点位置を黄色の丸矢印から赤色の丸矢印に変更し、黄色で点滅している下屋敷線及び駅前広場の一部約 260m を半城土広小路線に路線統合し、区域の変更を行います。

西三河都市計画道路に関する変更内容は以上でございます。

県決定に関するこれらの案件につきまして、都市計画法第 17 条の規定に基づき、令和 6 年 11 月 8 日から 11 月 22 日までの間公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第 18 条第 1 項の規定に基づき碧南市及び刈谷市に意見照会を行いましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第 8 号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第 8 号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第 9 号議案「丹羽郡大口町における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

当局の説明を求めます。

【説明者：尾張建設事務所】

尾張建設事務所建築課長の松浦でございます。よろしく申し上げます。

着座にて御説明させていただきます。

第9号議案「丹羽郡大口町における特殊建築物の敷地の位置について」を御説明いたします。

早速ですが、タブレットの第9号議案をお開きください。

議案書は1ページから3ページ、議案概要説明書は4ページ、図面は図面番号1から3を御覧ください。

紙資料をお持ちの方につきましては、議案書の39ページから41ページ、議案概要説明書は10ページ、図面は第9号議案の図面番号1から3となっております。

それでは、議案概要説明書に沿って説明させていただきます。

本案件は、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築を許可するに当たり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものでございます。

申請者は、有限会社愛知環境センター代表取締役東久保翔平。

名称は、エネルギーLabo おおぐち。

敷地の位置は、丹羽郡大口町豊田三丁目109番、110番、111番。

敷地面積は、3,371.21m²でございます。

処理施設の能力は、廃プラスチック類の破碎を1日当たり238.81t、木くずの破碎を1日当たり394.24tでございます。

建築物は、延べ面積1,559.08m²の工場、延べ面積260m²の事務所、1.08m²の機械室の、計3棟でございます。

申請者は、平成10年より産業廃棄物収集運搬業の許可及び産業廃棄物処理業の許可を得て、圧縮、減容固化、破碎の中間処理を行っております。

このたび、産業廃棄物の再資源化のニーズへの対応と既存施設の老朽化から施設移転を計画したところ、市街化調整区域における廃プラスチック及び木くずの破碎施設の処理能力が1日当たり5tの基準を超えるため、建築基準法第51条ただし書の規定による許可が必要になったものでございます。

なお、公害対策には万全を期するとともに、敷地内の緑化に努め、環境には十分配慮する計画でございます。

次に、図面番号1の総括図を御覧ください。

図面やや中央の赤丸で示した「建設地」と書かれたところが敷地の位置になります。

当該敷地は、丹羽郡大口町の南部に位置し、小牧インターチェンジより北西へ直線距離で

約 1.6km の市街化調整区域に位置しております。

次に、図面番号 2 の付近状況図を御覧ください。

建設地は、図面中ほどの赤枠斜線で示した部分です。

周辺の状況は、北側が北尾張中央道、西側は駐車場及び農地、南側は工場及び町道を挟んで駐車場及び住宅、東側は水路を挟んで駐車場及び工場です。凡例でその他に示した建築物は、主に流通業務施設となっております。

なお、従業員駐車場につきましては、申請地東側の敷地外に設けております。

次に、図面番号 3 の計画図を御覧ください。

この図面は敷地内の施設配置を示しており、赤枠が敷地境界線、黄色の塗り潰しが建築物、紫色の破線が産業廃棄物処理装置である破砕機でございます。敷地への車両出入口は、北側の幅員 22.9m の北尾張中央道に接しており、黒い三角印で示してございます。

次に、車両に関して敷地内に搬出入車両の駐車場を確保し、搬出入計画においても周辺への影響を少なくするよう計画しております。

敷地の周辺には、緑色で塗り潰した部分に緑地を設け、青色の線上に塀を設け、環境整備に努めております。

なお、環境に対する影響につきましては、産業廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づく調査を実施し、騒音、振動等は全て環境保全目標をクリアしております。

また、関係市町である大口町長から、支障ない旨の意見書の提出を受けております。

説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第 9 号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第 9 号議案につきましては、都市計画上支障ないものと議決いたしました。

続きまして、第 10 号議案「豊田市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

当局の説明を求めます。

【説明者：豊田市役所建築相談課】

豊田市役所建築相談課長の清水でございます。よろしくお願ひいたします。

着座にて説明させていただきます。

第 10 号議案「豊田市における特殊建築物の敷地の位置について」を御説明いたします。

早速でございますが、お手元のタブレットで第 10 号議案を開きください。

議案書は 1 ページから 3 ページ、議案概要説明書は 4 ページ、図面は図面番号 1 から 3 を御覧ください。

紙資料をお持ちの方につきましては、議案書の 43 ページから 45 ページ、議案概要説明書は 11 ページ、図面は、第 10 号議案の図面番号 1 から 3 となっております。

それでは、議案概要説明書に沿って御説明させていただきます。

本案件は、特定行政庁である豊田市長が特殊建築物の建築を許可するに当たり、建築基準法第 51 条のただし書の規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものです。

申請者は、トヨキン株式会社代表取締役社長藤原直人。

名称は、トヨキン株式会社堤工場。

敷地の位置は、豊田市高岡町新宮 58 番 1 他 23 筆。

敷地面積は、1 万 5,287.49m²。

処理施設の 1 日当たりの処理能力は、廃プラスチック類の焼却 25.38 t、がれき類の破碎 453 t、産業廃棄物の焼却 49.33 t となります。

建築物は、新設 3 棟、既設 6 棟で、延べ面積は 4,673.97m² でございます。

申請者は、平成 4 年に建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可を受けまして、申請地において、平成 5 年より産業廃棄物処分業の許可を受けて、産業廃棄物処理事業を行っております。その後、平成 13 年には敷地の拡大と破碎施設の新設、平成 23 年には焼却施設の新設のため、建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可を受け、現在に至っております。

このたび、医療系廃棄物やがれき類の増加などに対応するため、既設 B 棟の破碎施設を転用して焼却施設を増設するとともに、既設 A 棟の破碎施設の処理能力を見直し、処理量を増やす計画を行ったところ、廃プラスチック類及びその他産業廃棄物の焼却能力が、前回許可を受けた処理能力の 1.5 倍を超えること、また、がれき類の破碎能力が 1 日当たり 5 t を超えることとなったため、改めて建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可が必要となっ

たものでございます。

次に、図面番号1の総括図を御覧ください。

図面中央の赤丸で示した、「建設地」と書かれたところが敷地の位置でございます。

当該敷地は、豊田市の南部に位置し、東名高速道路豊田インターチェンジから南西に直線距離で約3.3kmの工業専用地域内に位置しております。

次に、図面番号2の付近状況図を御覧ください。

建設地は、図面中央の赤い斜線で示した部分です。

その北側に豊田市道環状3号線、東側に幅員40mの国道155号バイパスがあります。西側は水路を挟み工業用地、南側も工業用地でございます。

次に、図面番号3の計画図を御覧ください。

この図面は敷地内の施設配置を示しており、赤枠が申請敷地の外周、黄色の塗り潰しが建築物、紫色の実線が廃棄物処理装置でございます。敷地への車両の出入口は、黒色の三角印で示したとおり、東側の幅員40mの国道を利用しております。

さらに、車両に関連する事項として、従業員駐車場は敷地外に別途配置し、来客用駐車場及び搬出入車両の待機場を敷地内に適切に確保するなど、周辺への影響を少なくするよう計画をしております。

敷地の周囲には、緑色で塗り潰した部分に緑地を設け、青色の線上に公害防止のための塀を設け、周辺の環境配慮に努めてまいります。

なお、環境に対する影響につきましては、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づく調査を実施しまして、騒音、振動等の項目について、全て環境保全目標をクリアしております。

説明は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

ございませんでしょうか。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第10号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第 10 号議案につきましては、都市計画上支障ないものと議決いたしました。

以上で、本日の審議は全て終了いたしました。

委員の皆様には、長時間にわたり御審議いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。

【事務局：都市計画課】

ありがとうございました。

最後に、傍聴された方へのお願いです。

紙資料についてはお持ち帰りいただいて構いませんが、名札は机の上に置いて御退席ください。

以上をもちまして、令和 6 年度第 3 回愛知県都市計画審議会を終了いたします。

長時間にわたり御審議いただきましたことを、事務局からも厚くお礼申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2 時 0 0 分)